

○議事日程（令和3年6月18日最終日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第47号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第48号 養老町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第49号 養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第50号 養老町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第51号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第52号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第53号 養老町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第10 議案第54号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について
- 日程第11 議案第55号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について
- 日程第12 議案第56号 令和3年度養老町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第57号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 発議第1号 議員の派遣について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 北 倉 義 博

○出席議員

1番	西 脇 康	2番	清 水 由美子
3番	小 寺 光 信	4番	北 倉 義 博
5番	岩 永 義 仁	6番	長 澤 龍 夫
7番	大 橋 三 男	8番	吉 田 太 郎
9番	早 崎 百合子	10番	野 村 永 一
11番	田 中 敏 弘	12番	松 永 民 夫
13番	水 谷 久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝	副町長	川地憲元
教育長	森島恵照	総務部長	川口智也
総務部総務課長	近藤晴彦	総務部 企画財政課長	尾前真理
総務部税務課長	問山剛	住民福祉部長	大倉修
住民福祉部 住民環境課長	小里克昌	住民福祉部 健康福祉課長	近藤真由美
住民福祉部 子ども課長	若山実穂	産業建設部長	松岡弘泰
特命事項推進監兼 産業建設部 建設課長	藤田勝彦	副特命事項推進監兼 産業建設部 水道課長	高木善太郎
産業建設部 産業観光課長	竹中修	会計管理者兼 会計課長	高橋正人
教育委員会 事務局長	中島恵美	教育委員会 教育総務課長	飯田泰代
教育委員会 生涯学習課長	西脇直樹	消防長	廣澤幸雄
消防次長兼 消防総務課長	大倉巧		

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	中島和哉	議会事務局書記	稲川諭実彦
--------	------	---------	-------

(開議時間 午前9時30分)

○議長(北倉義博君) おはようございます。

令和3年第2回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には何かと御多用のところ御出席賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(北倉義博君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

なお、本定例会においては、上着の着用を自由としておりますので、暑い方については上着を脱いでいただいて結構です。

ただいまから令和3年第2回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(北倉義博君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定によって、9番 早崎百合子君、10番 野村永一君を指名します。

○議長(北倉義博君) 次に、日程第2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に総務民生委員会、予算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(北倉義博君) これより議案審議に入ります。

日程第3、議案第47号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についてから日程第10、議案第54号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議についてまでの8議案を一括議題といたします。

この8議案は総務民生委員会に付託し審査されましたので、総務民生委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

総務民生委員会委員長 吉田太郎君。

○総務民生委員長(吉田太郎君) 去る6月9日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正及び廃止7件、組合規約変更に関する協議1件、合計8件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず議案第47号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についてに關しましては、1.

コンビニ交付サービスについて、町がコンビニに支払う単価とマイナンバーカードの利用の見込みの件数はの問いに対して、コンビニ業者への委託手数料は1通当たり117円、またマイナンバーカード利用の見込み件数は3,000件であるとの回答でした。

次に、議案第48号 養老町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第49号 養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 個人に生じる影響はの問いに対して、国の法律が改正され、転職時のときに、本人の同意を得れば使用者間で従業員の特定個人情報のやり取りを行うことができるようになる、なお、本改正内容は法律を引用する号ずれを改正するものであるとの回答でした。

次に、議案第50号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 個人番号カードの再交付手数料の取扱いはの問いに対し、個人番号カードを発行している国の機関で手数料を定める予定であり、国から町への徴収を委託することになっているとの回答でした。

次に、議案第51号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 指定障害福祉サービスの事業者とはの問いに対して、町内では生活介護の養老福祉作業所、就労継続支援B型のハウス希望、就労継続支援A型のふなやすが該当とするとの回答でした。

2. 書面に代えて電磁的記録により行うこととされる具体的な内容はの問いに対して、紙ベースで残しているものをデータとして残すことができるという改正である。なお、データの保管方法については、役場の場合、文書ごとに保存期間を決めクラウドに保存しており、家庭的保育事業所の場合、保育所ごとの基準で保存してもらっておるとの回答でした。

次に、議案第52号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに関しましては、町内の対象施設はの問いに対して、特定教育・保育施設に関しては保育園が3園、こども園が6園であり、特定地域型保育事業に関しては高田保育園1園のみ該当とするとの回答でした。

次に、議案第53号 養老町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の廃止について及び議案第54号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付されました条例の一部改正及び廃止7件、組合規約の変更に関する協議1件、合計8件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これもちまして、総務民生委員会の審査経過、並びに結果報告といたします。

○議長（北倉義博君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、議会初日に総括質疑が終了しておりますので、委員会所属外議員からの審査の経過及び結果に対する質疑といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより議案ごとに順次、討論及び採決を行います。

まず日程第3、議案第47号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第48号 養老町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第49号 養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第50号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第51号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第52号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第53号 養老町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の廃止についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第54号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第11、議案第55号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてから日程第13、議案第57号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）までの3議案を一括議題といたします。

この3議案は予算特別委員会に付託し審査されましたので、予算特別委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

予算特別委員会委員長 松永民夫君。

○予算特別委員長（松永民夫君） 予算特別委員会の報告をいたします。

去る6月10日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、予算特別委員会を開会いたしました。審査事項は当委員会に付託されました令和3年度特別会計の繰入れの変更1

件、令和3年度一般会計及び各特別会計補正予算2件の合計3件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告をいたします。

まず議案第55号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更に関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第56号 令和3年度養老町一般会計補正予算（第2号）に関しましては、款3民生費について、1. 空間除菌事業の内容はの問いに対して、空間除菌剤を購入するもので、1つは水に入れるだけで空間に霧が発生してウイルスを防ぐタイプと、もう一つは空調機の中に設置することによって空間に除菌効果があるタイプである。なお、健康福祉課としては、福祉センターと養老福祉作業所、そよかぜ教室、保健センターの計4か所に設置するとの回答でありました。

2. 子育て世帯生活支援特別給付金事業2,549万9,000円の内訳はの問いに対し、対象児童数は432人を見込み、1人当たり5万円を支給するとの回答でありました。

3. 私立園施設抗ウイルスコーティング施工補助事業の内訳はの問いに対しては、6月から公立こども園で施工予定の化学物質を使用していない天然ミネラル100%のコーティング施工を行うもの。なお、コーティングは5年間持続するとの回答でありました。

次に、款6農林水産業費、4. 食肉基幹市場建設促進事業費の内容はの問いに対して、環境影響調査業務委託料1,122万円、用地取得計画書作成業務340万円を計上した。なお、現在、有力候補地として絞り込みを行っているところで、最終候補地としての地元説明、事業認定に向け進めているとの回答でありました。

5. 花いっぱい応援事業の内容はの問いに対しては、イベント等延期や中止により花卉の利用が低下しているため、花卉生産者や生花店に対する支援として、町内の福祉施設等へ鉢植えなどを配付するものとの回答でありました。

次に、款7商工費、6. 地域消費活性デジタル化事業917万円の内訳はの問いに対しては、アプリ開発費330万円、システム管理費154万円、コールセンター等設置費154万円、普及活動費250万円、チラシ等作成費用29万円として計上している。なお、ランニングコストとしては、システム管理業務としておおむね20万円から40万円を想定しているとの回答でありました。

7. 地域消費活性デジタル化事業について、町の補助が切れた後、各店舗が支払う手数料はの問いに対しては、案として決済手数料0.5%程度を想定しているとの回答でありました。

8. 地域消費活性デジタル化事業について、商工会との事前協議の状況はの問いに対し、商工会と協議をし取組内容を相談しているとの回答でありました。

9. Back to the YOROキャンペーン事業のチラシの作成枚数の問いに対しては、昨年と同様にリーフレット3万枚、ポスター300枚を予定している。なお、実施時期につい

ては秋以降に行いたいとの回答でありました。

10. ふる里養老に帰ろう事業の内容はの問いに対しては、アフターコロナに向け、本町にゆかりのある方、本町にお住まいの方であった方、本町に籍のあった方が、本町へ帰省するときの公共交通の利用券の一部を地域商品券で配布するものであるとの回答でありました。

11. 企業誘致推進事業費6,000万円ほどの中身はの問いに対しては、大規模事業用家屋の固定資産税額の確定に伴う増額で、工場等設置奨励金と雇用促進奨励金であるとの回答でありました。

12. 小規模事業者ネクストチャレンジ事業1,100万円の内容はの問いに対しては、空き家店舗の利活用や販路開拓、生産性向上等の業務効率化への支援、事業の展開や他業種転換への支援ということで上げている。なお、内訳につきましては、空き店舗の利活用は一、二件を見込み、補助額は最大200万円、販路開拓生産性向上は20件を見込み、補助額は10万円、事業の新規や展開、他業種転換への支援は10件程度を見込み、補助額は最大50万円との回答でありました。

次に、款9消防費、13. 安全衛生管理推進事業474万円のマスクの中身はの問いに対しては、火災等進入する際に使用するマスクであり、現在、隊員が共有をして使用しているが不衛生であるため、今後はマスクを個人に貸与し、個人で管理するようにしていきたいとの回答でありました。

次に、款10教育費について、14. 小学校校舎等施設整備事業139万円の内容及び今後の整備計画はの問いに対しては、日吉小学校の滑り棒、滑り台、チェーンライムの老朽化による撤去のための費用であり、今後は各学校の使用禁止になっている遊具の撤去を優先し、新設や修繕は年次計画に沿って進めるとの回答でありました。

15. 地域活動拠点バリアフリー化事業について、高田公民館のエレベーターの施工方法はの問いに対しては、日吉公民館のエレベーターは、構造上外側にしか設置できなかったが、高田公民館のエレベーターは今後設計する。外側か内側かどちらがよいかを検討をし、設計したいとの回答でありました。

16. エレベーターの年間メンテナンス費用と法定耐用年数はの問いに対しては、メンテナンス費用は20万円程度、法定耐用年数は17年であるが、メンテナンスによっては20年以上にもなるとの回答でありました。

次に、歳入について、17. 商工費に関して、毎年の財源確保の考えはの問いに対して、今年度の財源としては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金があるが、次年度以降については一般財源、または事業内容によっては交付金の活用も検討したいとの回答でありました。

以上の質疑がありました。

次に、反対討論について、国の第3次地方創生臨時交付金については、西濃圏域の市

町村では身近な課題に充当されている。今回提案された（仮称）養老ペイは6月議会に提案し、秋に実施というスケジュールは性急過ぎる。担当課においては重要案件の進捗課題が既に多くあり、時期尚早であるとの反対討論がありました。

次に、賛成討論について、商工会や事業者にとって、コロナ禍の今、大変厳しい状況であります。（仮称）養老ペイというのは、なかなか難しい面はありますが、そういった形でできるだけ早く進められることが今一番望まれていると思いますとの賛成討論がありました。

次に、議案第57号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）に関しましては、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付されました令和3年度特別会計の繰入れの変更1件、令和3年度特別会計補正予算1件の計2件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により、令和3年度一般会計補正予算1件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手多数により、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

これをもちまして、予算特別委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（北倉義博君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの予算特別委員会報告に対する質疑ですが、これらの案件については、議会初日に総括質疑が終了しており、私以外の委員会所属外議員がいないことから省略いたします。

これより議案ごとに、順次、討論及び採決を行います。

まず日程第11、議案第55号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第56号 令和3年度養老町一般会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対の討論を許可します。

反対討論はありますか。

[挙手する者あり]

○議長（北倉義博君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 反対討論を行います。

一般会計補正予算においては、国の第3次地方創生臨時交付金の地方単独事業分について、暮らしと営業を守る、住民の苦難軽減に寄り添い、低所得者層の底上げ施策を講じ、経済振興を進める予算措置に活用すべきです。西濃圏域の市町を見ても、水道料金など公共料金の減免や、コロナ禍の下で令和3年に出産する家庭への子育て応援交付金、図書予算の増額、高齢独居の送迎サービスなどに充当していることが顕著です。

今回提案された地域消費活性デジタル化事業は、6月議会に提案し、秋に実施というスケジュールはあまりにも性急過ぎます。総務省のモバイル決済モデル進捗事業については、地域での実証参加の説明会は実証の3か月前には実証参加説明会を開催し、商工会内部において説明会を設定し、店舗へ参加の呼びかけを行うこと、決済事業者においては、サービスの説明、実演、QR決済サービスの手数料など、実証への参加の手続、各決済事業などが加盟店を審査などなど実施するよう求め、実証期間を6か月とうたっています。しかし、商工会会員への事前の情報提供や実証参加店舗も未把握の中での導入は時期尚早だと申し上げます。

職員には専門的な知識やシステム受注管理会社との交渉、商工会への対応など人的な配置、さらに担当課においては、新食肉基幹市場工場誘致など進捗しなければならない目の前の課題が山積しています。時代の要請の中で標準化されたQRコード決済の地域での導入は否定するものではありませんが、今回の対応は重ねて時期尚早と申し上げ、反対討論といたします。

○議長（北倉義博君） 次に、賛成討論はありますか。

[挙手する者あり]

○議長（北倉義博君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 賛成討論をいたします。

今回の補正予算については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しての新型コロナウイルス感染症予防対応事業、ウイズコロナ対応事業、アフターコロナ対応事業等々、いずれも地域活性や経済活性化につながる重要な事業ばかりであり、養老町まちづくりビジョンや第2次養老町行政経営改革プランの基本理念にのっとり、迅速に効率よく施行すべきものと思ひ、賛成討論といたします。

○議長（北倉義博君） ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（北倉義博君） 8番 吉田太郎君。

○8番（吉田太郎君） 賛成討論をします。

養老町商工会とか行政とのいろんな打合せは事前に行っております。そうした中で、

時間がないじゃなくて、今事業者にとって一番大事なのは、早く進めてもらうのが一番大事だと思います。そうした中、行政の皆さんが一生懸命そうした企画をしていただいて、商工会とのいろんな密にお話をしながら進めていますので、それを賛成討論といたします。以上です。

○議長（北倉義博君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第57号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第14、発議第1号 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

ただいま議員派遣の件が議決されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場

合、その決定については議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

○議長（北倉義博君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の審議は全て終了しました。

お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定しました。

○議長（北倉義博君） お諮りします。

この第2回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第2回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定しました。

○議長（北倉義博君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会及び議会改革特別委員会及び予算特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会及び議会改革特別委員会及び予算特別委員会の所管事務の調査について、継続して調査・研究することに決定しました。

○議長（北倉義博君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これもちまして、令和3年第2回養老町議会定例会を閉会します。
本日は御苦労さまでした。

(閉会時間 午前10時12分)

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年6月18日

議 長 北 倉 義 博

議 員 早 崎 百 合 子

議 員 野 村 永 一